

有効期間満了日 令和10年3月31日

熊生企第41号

令和4年1月19日

犯罪捜査規範及び少年警察活動規則の一部を改正する規則の公布について（通達）少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号。）が令和4年4月1日から施行されることとなったこと等に伴い、犯罪捜査規範及び少年警察活動規則の一部を改正する規則（令和4年国家公安委員会規則第1号。以下「改正規則」という。）が、令和4年1月11日に公布され、同年4月1日から施行されることとなった。

改正規則の概要については、別添「犯罪捜査規範及び少年警察活動規則の一部を改正する規則の公布について（通達）」（令和4年1月11日付け警察庁丙少発第1号ほか）のとおりであるから、事務処理上遺漏のないようにされたい。

※ 警察庁通達「犯罪捜査規範及び少年警察活動規則の一部を改正する規則の公布について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。